

答 申 第 18号
平成 20 年 8 月 29 日

石川県知事 谷 本 正 憲 様

石川県個人情報保護審査会
会 長 鴨 野 幸 雄

電子計算機等の結合による提供の制限の例外事項について（答申）

平成 20 年 7 月 10 日付け総第 1323 号で知事から諮問（個人情報保護条例第 7 条第 2 項関係）のあった標記の件について、当審査会の意見を下記のとおり答申します。

記

諮問のあった下記のシステムについては、全国一律で処理することが求められている事務であり、公益上の必要性があるものと認められる。また、個人の権利利益が侵害されないよう必要な措置が講じられていると認められる。

なお、個人情報の保護に関する意識の変化等を踏まえ、提供する個人情報については、必要最小限度の項目にするなど、適正な運用に努められるよう要請する。

事務システム名	主 務 課	提 供 先	提供する目的(提供する個人情報)
公益認定等総合情報システム (諮問第 19 号)	総務部 総務課	内閣府、都道府県	公益法人法に基づく公益認定業務において役員の欠格事由の審査事務の迅速化のため (役員の欠格事由に該当する) 氏名、生年月日